

課題名	18 九州北部水田野菜地帯における地域輪作方式の確立	分類	④
	(8)施設野菜地帯における土地利用調整方式		
試験研究年次	63～2年(完了)		
I 目的			
<p>施設野菜地帯において、施設用地以外の農地を組織的な形で有効利用するための土地利用調整の仕組みを検討し、この地帯における地域輪作の定着条件を明らかにする。</p>			
II 試験方法			
<p>1 瀬高町における町一本3ブロック方式から町内8ブロック別のブロックローテーション方式への改善にあたって、各地域での集団転作の対応状況及び問題点について町、農協、集落代表者から聞き取り調査を行った。</p> <p>2 二丈町浜窪集落での土地利用調整及び営農組合の構成・役割について、集落代表者から聞き取り調査を行った。</p>			
III 主要成果の概要			
<p>施設野菜が点在する集落での集団的土地利用による地域輪作農法を成立・維持・発展させるための条件として、次の3点が重要である。</p> <p>1 町一本のブロックローテーションでは、毎年作物別作付面積が大きく変化するため、農業所得が変動し、担い手の生産意欲が低下する。また、施設野菜農家の稲わら確保及び転作物物の定着が難しくなる。そのため、1集落または数集落単位で水利条件・担い手等を考慮した集落独自の集団転作方式が有効である。</p> <p>2 後継者のいる専業農家(主として施設野菜農家)を中心とした機能集団と集落の集団営農組織が、集落内の労働競合と収益性を考慮した転作物の選択・機械の共同利用・収穫作業受託組織の育成等について、相互に連携を取りながら調整する。特に、集団営農組織は農地の貸借、作業受委託契約、地代等の納入・支払い等の業務があり、役割は大きい。</p> <p>3 施設野菜地帯では地代が高く農地の流動化が難しいが、浜窪集落に見られたように、基盤整備がこれから進められる集落では、利用権設定を行い施設を1箇所に集め、基盤整備した他の圃場で大規模な米・麦・大豆のブロックローテーションを行う方策が有効である。</p>			

IV 主要成果の具体的データ		
第1表 瀬高町における集団転作取り組みの変遷にみられた「土地利用調整方法」・「ねらい」・「問題点」		
	62～1年 水田農業確立対策（前期対策）	2年以降 水田農業確立対策（後期対策）
土地利用調整方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①全町規模のブロックローテーション。</li> <li>②集団転作を補完する町全体の互助制度。〔拠出金制度を導入、転作補償金は団地内と団地外及び一般作物と野菜で区別。〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①全町8ブロック別独自の転作対応</li> <li>②農協に農地利用促進センターを設置。</li> <li>③施設野菜農家が点在する集落には農地利用改善委員会を設置。</li> <li>④汎用型コンバイン利用組織を設立</li> </ul>
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>①加算金の収入確保。</li> <li>②団地化メリットを活かした大豆の収益性向上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ハウスを核とした水系別の小規模の団地化（集落全体が参加）。稲わらも確保し易い。</li> <li>②汎用型コンバイン利用による米麦大豆の低コスト生産。</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>①麦の見なし転作への偏りによる夏場の休耕地が増加。</li> <li>②3年に1回の大豆作付では、機械の効率が悪いため高性能機械の導入が進まず、生産意欲が低下。</li> <li>③農業機械の共同利用が進んでおらず、受託組織が少ない。</li> <li>④施設野菜農家の稲わら確保が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設野菜農家の多い集落では個別転作対応へ逆戻りしている。</li> <li>②施設野菜地帯では地代が高く農地の流動化が難しい。</li> <li>③ナスハウスの団地化は、青枯れ病への不安から、コンセンサスが得られにくい。</li> <li>④施設の土づくり・連作障害回避。</li> <li>⑤集落内の労働競合回避と収益性向上。</li> </ul>
V 成果の評価と取扱上の留意点		
施設野菜地帯において地域輪作方式を確立する場合の基礎資料となる。		
VI 今後の研究上の問題点		
連作障害を回避するため、施設の移動も含めた長期的な輪作方式を確立すること。		
VII 資料名		
63～元年度 地域水田農業資料1号 九州北部水田野菜地帯における地域輪作方式の確立、福岡県農業総合試験場		